

令和元年度第1回山梨県個人情報保護審議会議事録

1 日 時 令和元年8月30日（金） 午後1時30分～午後3時

2 場 所 恩賜林記念館1階東会議室

3 出席者（敬称略）

（委員）市川由美、原敏、堀内寿人、松本成輔

（事務局）石原課長、宮下総括課長補佐、文書・情報公開担当（4人）

市町村課行政選挙担当（3人）

防災危機管理課 細田課長、防災企画担当（2人）

4 傍聴者数 0人

5 会議に付した議題等

(1) 会長及び会長代理の選任

(2) 住民基本台帳ネットワークシステムの稼働状況等について（市町村課）

(3) 保有個人情報の利用目的以外の目的による利用及び提供について

・災害時における安否不明者・死者に係る個人情報の公表等について（防災危機管理課）

(4) 平成30年度山梨県個人情報保護条例の施行状況について

(5) その他

6 議事の概要

(1) 会長及び会長代理の選任

—委員の互選により、堀内委員を会長として選任—

—堀内会長の指名により、原委員を会長代理として選任—

(2) 住民基本台帳ネットワークシステムの稼働状況等について

（議長）

これは、住民基本台帳法第30条の40第1項、山梨県住民基本台帳法施行条例第6条の規定による「本人確認情報の保護に関する審議会」として聴取するものである。

事務局である市町村課から説明をお願いする。

—市町村課が入室—

（市町村課）

—資料により説明—

昨年度の指示事項について、説明をさせていただきます。

昨年度の審議会において、利用者登録した全員が操作者研修を受講するようご指摘をいただきましたが、本年度については、利用者登録した全員が操作者研修を受講できるよう、前年度9月に1回の開催

であった操作者研修会を、現在までに、本庁で6月に2回、総合県税事務所があり利用者登録が特に多い、東八代合同庁舎で8月に1回の合計3回開催したところである。

業務の都合により研修を受講していない職員については、本人確認情報の保護や情報セキュリティ対策の重要性について理解をいただくため、操作者研修会の配付資料を必ず確認するよう、各所属に徹底をお願いしているところである。

未受講の職員全員が今年度中に研修を受講するよう、引き続き、研修の機会を設けるとともに、研修受講を徹底するために必要な方策をさらに検討し、実施して参りたいと考えている。

(議長)

何か意見・質問等はあるか。

(委員)

現状、何人が受講しているのか。

(市町村課)

昨年度の受講率は2割弱。今年度は6割強の受講率となっている。

100%になるように、研修を実施していきたい。

(委員)

100%の受講率は相当困難。無理だと思う。

9割超えていればまだしも、何か別の方策も検討していく必要があるのではなかろうか。

(市町村課)

研修の回数を確保していくことなども検討していきたい。

(委員)

大学で先生方を対象に研修を担当しているが、大学でも100%の受講率を確保するのは無理な状況がある。eラーニングなども活用してみてもどうか。

(市町村課)

検討していきたい。

(議長)

その他、何かあるか。

eラーニングなどの実施も含め、操作者に対し100%の受講となるよう必要な対策をお願いする。

(議長)

住民基本台帳ネットワークシステムの稼働状況等についての審議は以上とする。

—市町村課が退室—

(3) 保有個人情報の利用目的以外の目的による利用及び提供について

(議長)

次に、保有個人情報の利用目的以外の目的による提供等について、事務局から説明をお願いする。

(行政経営管理課)

—資料により説明—

詳細については、担当の防災局防災危機管理課から説明する。

—防災危機管理課が入室—

(防災危機管理課)

—資料により説明—

審議資料について、次のとおり修正をお願いする。

資料の6頁の「今回、新たに加える個別事項」の番号5の内容に関し、住民基本台帳には年齢の記載はなく生年月日の記載であることから、「・・・安否不明者及び死者の個人情報（住民基本台帳に記載された氏名、住所、性別、発災時の年齢）」を「・・・安否不明者及び死者の個人情報（住民基本台帳に基づく氏名、住所、性別、発災時の年齢）」に修正したい。

（議長）

ただ今の説明について、何か意見・質問はあるか。

（委員）

意見聴取の内容について、特に問題ないと考える。自然災害が多数発生している昨今、いつどのような自然災害が発生するとも限らない中、安否不明者を公表することにより、捜索しなくてもよい方が名乗り出ただき、効率的に捜索が進むのではあればよいと思う。

本人が名乗り出ればよいが、関係者の目撃情報等である場合に、その情報が本当に正しい情報であるかどうか、きちんと把握する必要があると思う。

また、DV被害者等の情報が提供されてしまうことがないように十分に配慮すれば、災害時に安否不明者等の情報を捜索活動のために、目的外に利用し、提供することは社会公益性にかなうものと思う。

（委員）

資料17頁の説明で、死者の遺族に対し個人情報の提供に関し同意を得ることがあるとの説明であったが、それはどういうことか。

（防災危機管理課）

事故や火災などの場合において、警察が遺族の同意を得て死者の個人情報を発表する場合である。

（委員）

安否不明者の個人情報を公表することについては、岡山県の場合などからもメリットがあると思われる。

死者の個人情報の公表においては、資料14頁の解釈・運用基準にあるとおり、死者に遺族がいる場合に、遺族の同意があることとされ、当該遺族としての親族の範囲は、民法725条の範囲のうち、任意の者とされる。

任意の者であれば、小さな子供、正しい判断力を持たない者でもよいとされるが、同意を得る相手方を限定したほうがよいのではなからうか。

（防災危機管理課）

様式3の個人情報の公表に係る同意書をみていただければわかるとおり、実際には、当該同意書では、遺族の種別を、配偶者、父母、子、兄弟姉妹、甥姪、その他と想定している。ある程度、死者に近い方を想定している。

（委員）

死者に近い方の同意かどうかではなく、同意された方の判断能力の有無を問題としているのであって、後々、県が判断能力の無い方からの同意により、公表したとして問題とならないように同意を得る際の相手方について配慮が必要ではなからうか。

（防災危機管理課）

検討する。

（委員）

死者の個人情報の公表については、先日の京都でおきたアニメ会社への放火事件でも問題となっているが、記者への投げ込み、報道機関への情報提供については、遺族等への取材に対し配慮を求める旨を明記するなどの対応を求めたい。

（防災危機管理課）

検討する。

（議長）

その他、意見等はあるか。

(委員)

これは、他県でも一般的に、条例 10 条 2 項 7 号の「審議会の意見聴取」により個別事項として対応することとしているのか。

(防災危機管理課)

知る限りだと、宮崎県が公表方針を策定し対応することとしているが、多くの都道府県では公表方針を策定していない。

また、各県において個人情報保護条例の規定ぶりが異なっており、山形県では、条例 10 条 2 項に「個人の生命、身体、健康、財産を保護するため、緊急としてやむを得ない場合」という規程があり、それで提供できるとしているところもある。

(委員)

個人情報保護法においても、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人同意を得ることが困難であるとき」という規定があるが、本県の個人情報保護条例にはそのような規定がないので、意見聴取という手続きをとることについては了解した。

(委員)

大規模災害時に、死者に遺族がいるかどうか分からない場合があると思うが、そうした場合、同意をとる必要があるのか。

「死者に遺族がいる場合、遺族の同意があること」、とするのではなく、「死者に遺族がいることが明らかな場合、遺族の同意があること」としてはどうか。

死者に遺族がいることが明らかではないが、県として公表した方がよい、県として公表するメリットがあるのであれば、「死者に遺族がいることが明らかな場合」とした方がいいのではなからうか。

死者に遺族がいる場合であっても、同意をとりようがないような場合や、同意をとっているいとまがないような場合も想定されるのであれば、「死者に遺族がいることが明らかな場合」とした方がよいのではなからうか。

(委員)

死者に遺族がいるかどうか分からない場合には抑制的に公表しないとするのか。

(委員)

そうではなく、死者に遺族がいるかどうか分からない場合には、公表する方向性で考えるのではなからうか。

(防災危機管理課)

県としても、死者に遺族がいるかどうか分からない場合に、公表する方向性で考えたい。

(委員)

安否不明者と死者とでは公表の考え方が少し違うということによいか。

安否不明者は積極的に公表するということで、安否不明者本人若しくはご家族の明確な利益に繋がる方向だが、死者の場合は、死者ということをはっきりとさせて、別の方の捜索に力を投入する、逆の意味での絞り込みに資するから公表するという方向で、遺族に配慮し抑制的に考えて、同意を必要とする。

そうであるならば、遺族がいるかどうか分からない場合には、同意を得られない場合には公表しないと考えるのが適当ではなからうか。

(委員)

死者の場合、公表することで、どこにどういったメリットを求めるのかで、同意の必要性の考え方も異なってくると思う。

(防災危機管理課)

死者を公表することで、親族や友人が不要な捜索のために現地を訪れ、交通渋滞などが発生する

ことが減るといったメリットもあると考える。

(委員)

救助を必要とする者の絞り込みという意味では死者の情報を公表してしまう方がいいのであって、そうであればそもそも同意は不要となるが、死者のご遺族に配慮する意味で同意を必要としているのであれば、同意を得られない場合には、公表しないということが理にかなうのではなからうか。

(議長)

この件に関し、本日、審議会では何を、どこまでを審議する必要があるのか。

(行政経営管理課)

委員各位には、資料6頁にある「今回、新たに加える個別事項」の番号5として、「内容」と「目的外に利用・提供する理由」の記載事項を確認していただき、その内容で、目的外に利用・提供することについて支障があるかどうかについて、判断をいただきたい。

(委員)

6頁の文言をよく精査していく必要があると思う。

(委員)

同意があれば公表できる、同意がなければ公表できないと、どこかで割り切る必要があるのではなからうか。それが最も明確ではなからうか。

原則、公表する方向なのか、原則、同意がなければ公表しない方向なのか、で判断が異なると思う。

原則、公表であるならば、遺族の同意がなくても、必要性があれば本部長の判断で公表するといったことも記載しておく必要があるのではなからうか。

そうでなければ、原則、同意がなければ公表しないとした方がよいのではなからうか。

(委員)

同意を得ることに不要な時間を費やすことよりは、同意を取れば出すが、同意が取れない場合は出さない、とした方が現場は動きやすいのではなからうか。

死者の個人情報を出すか出さないかより、実務上は、安否不明者の個人情報を出すことにより、そうではない方に名乗り出してもらうことで、相当程度、搜索活動の効率化が図られるのではなからうか。

安否不明者の個人情報を公表するという点で、この公表方針は相当程度、意味があると思う。

(委員)

安否不明者の個人情報については公表することについて異論はないと思うが、県として、死者の個人情報を公表することについてどう考えているのか。

(防災危機管理課)

死者の個人情報も、基本的には公表したいと考えている。ただし、遺族の心情に配慮していきたいと思う。

災害時に公表に係る判断について、それほど時間をかけることは困難でもあるので、同意がある場合は公表する、とした考え方もよいと思う。

(委員)

いずれにも該当する場合という条件があるので、同意書がなければ出せないと思う。

(委員)

奥さんは反対だが、子供は出してもかまわないといったケースもある。

(委員)

出したい方向性で考えるのであれば、配偶者、父母、子、兄弟姉妹、甥姪のいずれかの同意がある場合には公表できるとした方がよいのではなからうか。

(委員)

県として、遺族がいる場合であって、遺族の同意が得られていない場合において、本部長が必要と判断した場合に公表することまでは考えないということでしょうか。

(防災危機管理課)

県として、そこまではしない。遺族がいる場合に、遺族の同意を得られなければ公表しない。

(委員)

災害から2～3日で全ての親族関係を把握するのは不可能かもしれない、災害時に遺族がどこまでいるか判断するのは困難。

(防災危機管理課)

遺族の有無について、判断していくことは避けたい。

(委員)

県として本部長が必要に応じて公表していくことを予定しないのであれば、遺族のうちの誰か1人からの同意があれば公表する。なければ公表しない。

(委員)

仮に奥さんは反対だが、子供は賛成の場合は。

(委員)

子供からの同意書があれば、公表できる、と考える。

(防災危機管理課)

県としては様式3にある親族の順で、いずれかの遺族から同意書をとるように考えている。

(委員)

今の考え方の方向性であれば、この整理でいいと思う。同意書を取れなければ公表しないという原則であれば、この整理でいいと思う。とにかく同意書があれば公表するけど、同意書がなければ公表しないという原則。

なお、遺族がいる場合には、同意書の様式にある順で、故人に近い順に同意書を得るとする。以上の方向性となるが。

(防災危機管理課)

了解した。

(議長)

判断能力のある者から同意を得るなど、同意書を得るについては真摯な対応を図ること
報道機関等への死者の個人情報の提供にあつては、遺族への配慮を必要とすること
遺族が判明しない場合には公表しないこと

以上の考え方に留意することを条件に、目的外の利用・提供については支障ないとするかどうか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

この件に関する当審議会からの回答については、会長一任でよろしいか。

(各委員)

異議なし。

—防災危機管理課が退室—

(3) 平成30年度個人情報保護条例の施行状況について

(議長)

次に、平成30年度個人情報保護条例の施行状況について、事務局から説明をお願いする。

(行政経営危機管理課)

—資料により説明—

(議長)

ただ今の説明について、何か、質問・意見等はあるか。

(委員)

特になし。

(議長)

今後とも、引き続き、本制度の円滑な施行に努めるようお願いする。

(4) その他

(議長)

その他、何かあるか。

(行政経営危機管理課)

昨年度の本審議会において、松本委員から任意代理人による、保有個人情報の開示請求権を認めるようご意見をいただいた件について、ご報告させていただく。

—資料により説明—

この件については、国や他県など全国的な運用状況にも注視しつつ、任意代理人からの保有個人情報に対する開示請求権を認めるとする条例改正の必要性については、引き続き、検討していきたい。

(委員)

了解した。

(議長)

その他、事務局から何かあるか。

(事務局)

特になし。

(議長)

それでは、以上をもって本日の議事を終了する。

以上